

志賀原子力発電所 2号機運転差止訴訟控訴審 控訴理由書の提出について

平成18年11月16日
北陸電力株式会社

当社は、本日、志賀原子力発電所 2号機運転差止訴訟控訴審に係わる控訴理由書を名古屋高等裁判所金沢支部に提出いたしました。

なお、本控訴理由書につきましては、12月18日開催予定の第一回口頭弁論で陳述いたします。

以 上

別紙 控訴理由書の概要

控訴理由書の概要

控訴理由書の構成	控訴理由書の概要
第1 はじめに	<ul style="list-style-type: none"> 控訴理由書の構成。
第2 主張・立証責任論	<ul style="list-style-type: none"> 原判決は、原告が負担する立証の程度を、通常必要とされる「確信」の程度ではなく、「疎明」の程度で良いとし、原告の立証責任を軽減している。事実上、立証責任を被告（当社）に転換したに等しく、最高裁判例（伊方行政訴訟）に違反している。
第3 原子炉施設の安全規制の体系と耐震設計の概要	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の安全規制の体系を説明し、原子炉施設の安全性は、設置許可・工事計画認可・使用前検査・定期検査という段階的安全規制によって担保されており、耐震安全性も、耐震設計審査指針だけで担保されているわけではない。 本件原子炉施設の耐震設計の概要（耐震設計上考慮すべき地震の選定、基準地震動の策定、耐震設計の具体的な内容など）を説明。
第4 本件原子炉施設の耐震設計における地震動の想定は妥当であること 1 はじめに	<p>（本項において、本件原子炉施設の耐震設計に関する原判決の誤りについて、以下反論している。）</p>
2 原判決が指摘した事象・知見がいずれも本件原子炉施設の耐震設計に影響を及ぼすものではないこと	<ul style="list-style-type: none"> 原判決が、本件安全審査後に生じたとして例示する事象・知見（邑知瀉断層帯の評価、平成12年鳥取県西部地震、平成17年宮城県沖の地震）は、後述のとおり、本件原子炉施設の耐震設計に影響を及ぼすものではない。
3 基準地震動 S_2 の策定に当たり邑知瀉断層帯全体を一連のものとして評価する必要はなく、仮に邑知瀉断層帯全体が一括して活動したものとして評価しても控訴人が策定した基準地震動 S_2 の応答スペクトルを上回らないこと	<ul style="list-style-type: none"> 推進本部の評価基準（評価年代は200万年前、5kmルール採用）と原子炉施設の耐震設計（5万年前、5kmルール採用せず）の評価基準とは異なる。本件原子炉施設の耐震設計においては、邑知瀉断層帯の全区間について、推進本部と比べてはるかに詳細な活断層調査を行っているから、邑知瀉断層帯全体を一連のものとして評価する必要はない。 念のために、邑知瀉断層帯全体が一括して活動した場合を仮定し、断層モデル手法により地震動の仮評価をしているが、その結果は基準地震動S_2の範囲内であった（仮評価の計算諸元を詳細に説明）。
4 基準地震動 S_2 の策定において考慮する直下地震の規模をマグニチュード6.5と想定する	<ul style="list-style-type: none"> 原判決は、事前に活断層が確認されていない場所において、M6.5を越える地震が発生した例として、13の地震例（平成12年鳥取県西部地震等）をあげるが、これらは、原子炉施設の耐震設計における調査対象である活断層あるいは活褶曲が確認されてい

控訴理由書の構成	控訴理由書の概要
<p>ことは不合理であるとはいえないこと</p>	<p>る地震， 科学的な地震観測がされていない過去の地震， 火山活動との関連がある特殊な地震のいずれかであって，本件原子炉施設の耐震設計における直下地震M 6 . 5 の想定の合理性を否定する根拠とはならない。</p>
<p>5 大崎の方法に従って耐震設計を行った本件原子炉施設の耐震安全性は確保されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松田式，金井式，大崎スペクトルは，原子炉施設の耐震設計において広く用いられている経験式であり，妥当性がある。 ・原判決は，兵庫県南部地震と平成 17 年宮城県沖の地震の観測結果と大崎の方法による算定結果が整合しないことをもって，大崎の方法の有効性が損なわれていると判断している。しかし，不整合の理由は，両地震の観測地点の地盤条件や地震の地域特性に原因があるので，両地震をもって本件原子炉施設の耐震設計における大崎の方法の有効性は損なわれない。
<p>6 鉛直地震力を水平方向の地震動の最大加速度振幅の 2 分の 1 から算定し，静的に作用させることの妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原判決は，兵庫県南部地震をもって，指針の定めである「鉛直地震力を水平方向の地震動の 2 分の 1 から算定し，静的に作用させること」を疑問とするが，原子炉施設の耐震設計を支配するのは水平地震力であること，一般に鉛直・水平方向の地震動の最大加速度の発生時刻が異なることから，指針の定めは妥当。
<p>第 5 仮に想定を超える地震動が発生したとしても本件原子炉施設の多重防護機能が損なわれるとはいえないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件原子炉施設においては，基準地震動 S_2 は想定した地震動に対し十分な余裕をもって設定し，更に詳細設計段階及び建設段階においても余裕をもたせている。仮に S_2 を超える地震動を受けた場合であっても，直ちに原子炉施設の建物・構築物や機器・配管系に安全上の影響が出ることはなく，本件原子炉施設の多重防護機能が損なわれることはない。 ・女川原子力発電所の S_2 を超える宮城県沖の地震によっても，女川原子力発電所の安全上重要な設備に問題となる被害はなかったこと，及び大型振動台による実証試験の結果は，耐震設計審査指針に基づき設計・建設された発電所が耐震安全性において十分な余裕を有していることを実証したものである。
<p>第 6 耐震設計審査指針の改訂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震指針改訂の経緯，改訂内容について概説。 ・新耐震指針に照らした耐震安全性評価の概要を説明し，その評価結果を原子力安全・保安院に提出し，確認を受けること等を説明。 ・本件原子炉施設の耐震安全性評価の実施計画，実施状況等を説明し，平成 19 年 10 月頃に原子力安全・保安院に提出する報告書をもとにして，本件原子炉施設の新耐震指針に照らした耐震安全性について，本件訴訟で明らかにしていく予定である。